

# 石川県立志賀高等学校いじめ防止基本方針

## 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。

したがって、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

また、教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にすることや教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健全な発達を支援するという生徒観や指導観に立ち指導を徹底する。

## 2 いじめの防止のための措置

### 《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させいじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

### 《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

### 《生徒指導・教育相談担当教員》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

### 《管理職》

- ・全校集会などで管理職が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機

- 会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

### 3 早期発見のための措置

#### 《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や学級日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

#### 《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との関わりの中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

#### 《生徒指導・教育相談担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 登校時の挨拶指導や、休み時間や昼休みの校内巡回、放課後の校外巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

#### 《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

### 4 いじめに対する措置

#### ① 情報を集める

#### 《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を

行う。

- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

### 《「いじめの防止等の対策のための組織」》

- ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

## ② 石川県教育委員会への報告

いじめの事実確認後、校長は責任を持って石川県教育委員会へ報告する。

## ③ 指導・支援体制を組む

### 《「組織」》

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)
  - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
  - その保護者への対応
  - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ・些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

## ④ 生徒への指導・支援を行う

### 《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

### 《いじめた生徒に対応する教員》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財

産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・いじめた生徒を別室において特別指導を行い、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

### 《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### 《「組織」》

- ・状況に応じて、スクールカウンセラー、生徒指導サポーター等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

## ⑤保護者と連携する

### 《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 5 ネットいじめの未然防止・早期発見・対応について

- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。

- ・ネット上の不適切な書き込み等に対してもいじめ対策委員会を開き、必要な措置を行う。学校として、問題の箇所を確認し、被害の拡大を防ぐため直ちに削除措置をとる。その後、関係生徒から聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ・名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダーに対して速やかに発信停止や削除を求めるなど必要な措置をとる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は石川県法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ・学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めるための学習する機会を設ける。

## 6 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、志賀高いじめ対策委員会のメンバーからなる緊急対策会議を設置して対応する。この緊急対策会議には、必要に応じ、外部からの専門家を加える。

### ①関係する保護者への対応

学校は、いじめの被害生徒と加害生徒の両方の保護者に対して、速やかに事実を報告する。また、当該のいじめの再発を防止する具体的方策についても、被害生徒・加害生徒両方の保護者と協議する。関係する保護者の心情に十分寄り添った適切な対応を心がける。

### ②一般の保護者への対応

事案によっては、学年または全校のすべての保護者に対して説明をする必要性の有無を判断し、必要であれば当事者の同意を得た上で、説明文書を配布する、あるいは、緊急保護者会を開催する。

### ③マスコミへの対応

重大な事案に至った場合には、記者会見等を開催し、提供すべき情報を適切にマスコミに提供する。その際、必ず事前に緊急対策会議によって、発表の内容等について十分検討するものとする。

### ④調査組織への対応

事案によっては、県教育委員会が設置する重大事案調査のための組織に協力し、

事態の解決に向けて対応する。

## 7 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

## 8 その他の事項

地域から信頼される高校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組むため、策定した学校の基本方針については、学校評議員会やPTA総会をはじめ学年懇談会・保護者懇談会・家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性のある取り組みを実施するため、学校の基本方針が、果的に機能しているかどうかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて基本方針や計画を見直す。学校の基本方針や計画を見直すに際し、いじめ防止等に取り組む観点から生徒の意見を参考にするなど、いじめ防止等について生徒の自主的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。